

裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が令和2年3月6日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、令和2年2月13日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成29年7月12日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、令和2年2月13日付けで、請求人に対し、請求人が平成30年4月4日に生命保険会社から受領した同年3月28日から同月29日までの入院に係る保険金（以下「本件保険金」という。）について、法第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 請求人は、令和2年3月6日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

昨年当初担当の処分庁職員A（以下「職員A」という。）に電話でこちらから電話をし、生命保険料受け取った際、現金か振込かで返金をどうすれば良いか聞いた際「かわいそうなお金に関してはこちらは一切関係ないので使って下さい」と言われたので生活費として数ヵ月に分けて使用した。1年後突然返金して下さいと、翌月末までに88,000円をまとめて返金しろというのは不当である。また分割で毎月2,000円ずつ令和5年まで払い続けろと言うのも不当である。

(2) 審理員が令和2年5月11日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

後記2処分庁の主張(1)ア(ケ)に対し、入院給付金を受け取った際、職員Aに架電したのにもかかわらず、「かわいそうなお金なので返金の必要はない」とはっきり回答を得た。よって、安心して月々分割し、生活費に足しにして使用した。

ところが、1年弱が経過した頃、あのお金は返金の必要のあるものでしたと、担当者が変わったのち言われた。

職員Aが、初動時きちんと、返金処理の対応を取ってれば、こちらから「返金は振込ですか？現金ですか？」ときいたにもかかわらず返金の必要なしと回答したことが一番のミスであり、それをみとめもせず弁明書を送りつけて、本件は棄却されるべきものとする。

というのは、職員Aに対しての処分についてもなしに、こちらの言い分だけ棄却されるのはあまりにも理不尽であることから棄却されるのはおかしいと考える。

(3) 審理員が令和2年6月9日に受理した請求人の再反論書には、次の趣旨の記載がある。

後記2処分庁の主張(2)には「前記1請求人の主張(2)第1文及び第2文にあたっては審査請求の理由において記載されたものと同旨であるところ、これらについては後記2処分庁の主張(1)イ(イ)で述べたとおりである。」とあるが、職員Aというのは2018年に担当していた女性職員の事を述べられていると思うが、職員Aは一度も請求人宅に訪問した事は無く、当時ニュースにもあったように処分庁職員が利用者宅に訪問した事実が無いのにもかかわらず「訪問した」と虚偽の報告をしていたと思われる。

その為、ベッドをレンタルから買い取りにする事を請求人に相談も無く勝手に処分庁内で会議し決定したと言ってきた。

請求人は怒り、「あなたは私の家の中の事情と一度も訪問した事が無いのにわかっているのか？どれだけ体が不自由であるか見た事も無いのに何もかも机上の空論で全て済ませて結果報告だけしてくるのは違法ではないのか」と攻めたところ「では明日うかがいます」と急に翌日たずねてきた。そこで本当に訪ねたかなどの簡単なアンケートのようなものを請求人に書かせ3分程滞在したのちすぐに帰社した。そんないい加減な職員であり、毎度電話する度、対応が非常に悪く、要件もそこそこにガチャ！！とすぐ電話を切る様な人物であった。

そのような職員が今回の件に関して電話のみで「かわいそうなお金に関してはうちは一切関与してませんので使って頂いて大丈夫です」と言われた為請求人は生活費として、数ヶ月に渡り使用した。

後記2 処分庁の主張(1) イ(イ)にある様に「そもそも処分庁では入院給付金を「かわいそうなお金」として「返還は求めない」ものとして取扱った事例は一度もなく、社会通念に照らし合わせてもそのような取扱いを認めるとは甚だ考え難い」とあるが、実際に甚だ考え難い事がおこなっているのが事実であると主張する。

請求人は、保険給付金が下りた際実際に職員Aに電話をし、「給付金が下りたので現金で支払うべきか振込で支払うべきか？」を相談している事は事実であると主張する。

しかし、処分庁には一際請求人が処分庁に電話をした記録が無いと処分庁職員B(以下「職員B」という。)、おそらくBという女性職員であるがその方はいねいに説明して下さり事実と知った。職員Aは請求人に対する処分庁への報告は全てが虚偽の報告であると請求人は考える。よって一番は請求人が「現金か振込か？」と問い合わせの電話をした際、きちんと正しい対応をしていればこんな事にはなっておらず、請求人に当時保険給付金を返還する意志があった為電話をしたのであるから、「かわいそうなお金」「うちは一切関与しない」など、職員Aが対応していなければ請求人はちゃんと返還していたのであるから、今回の件に関しての一切の責任は処分庁側、職員Aにあるものと考え、一年も経った今更返還しろと言ってくるのは完全におかしいと考える。

処分庁にて、職員Aを処分し、請求人に対する返還請求は不当と考える。

ちなみに職員Aは「この事、TV局に話しましょうか？」と請求人が訴えたところあわてて「翌日にうかがいます」と言って、あわてて翌日に訪問してきた事も事実である。従って急ぎよ訪門した事実が無い事がバレルのをおそれたものと考え。

(4) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

令和2年2月13日付けの本件処分通知書には、「あなたは平成30年3月28日から平成30年3月29日まで入院し、平成30年4月4日に生命保険会社より入院保障充実給付金80,000円、疾病入院給付金16,000円を受け取りました。そのため、当該保険契約は入院開始日である平成30年3月28日時点で給付金給付事由が発生し、当該入院給付金は医療費等に活用する必要があります。よって、平成30年3月に支給した保護費のうち、あなたが受給した入院給付金96,000円のうち8,000円を超える88,000円については、生活保護法第63条により「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」に該当するため、費用返還の対象となります。よって、88,000円について費用返還決定します。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和2年4月2日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件処分にかかる事実経緯等

(ア) 令和元年6月12日

職員Bは、請求人宅を訪問し、請求人から生活状況等の聞き取りを行った。また、請求人から収入申告書及び資産申告書を徴取した。なお、収入については、現在受給中の障害厚生年金3級（月額48,708円）について申告がなされた。

(イ) 令和元年6月13日

職員Bは、生命保険会社に対して、請求人が保有する生命保険契約に係る内容について、法第29条に基づく照会文書を送付した。

(ウ) 令和元年7月2日

生命保険会社から、請求人が保有する生命保険契約に係る内容について回答書が返送された。これを確認すると、請求人の保護開始日（平成29年7月29日）以降である平成30年4月4日に、入院保障充実80,000円、疾病入院16,000円、合計96,000円の給付金（以下「給付金」という。）が請求人名義の預金口座に支払われていたことが判明した。この給付金は、請求人が平成30年3月28日から翌29日まで病院にて入院したときのものと思料される。

(エ) 令和元年12月12日

職員Bは、請求人宅を訪問し、請求人と面談を実施した。

職員Bは、請求人から給付金について事情を聴くつもりであったが、面談に請求人の友人が同席していたことから、給付金については触れず生活状況等を聴取した。

(オ) 令和元年12月24日

職員Bは、請求人宅を訪問し、請求人と面談を実施した。

職員Bは、請求人が保有する生命保険契約の内容を確認したいと伝えたところ、請求人からは、最近新たな保険証書が送付されたので見てほしいとのことであった。

職員Bは、請求人とともに新たな保険証書の契約内容を確認のうえ、その写しを収受した。

職員Bは、請求人に対して、平成30年4月4日に給付金を受け取っているか尋ねたところ、確かに受け取っており、処分庁に収入申告を行ったと答えた。また、その際、当時の担当者である職員Aより、「入院給付金は入院により給付される『かわいそうなお金』であるため、『返還は求めない』と言われた」とも答えた。

職員Bは、請求人に対して、請求人が主張するような記録は処分庁にはなく、これを真実であると立証できない状況であることと、費用返還免除の検討について、必要経費等の挙証資料を請求人に求めたうえで、自立更生に当てる費用とみなせるか否か、処分庁内で判断することになることを説明した。さらに、給付金は、処分庁が支弁する請求人の最低生活費に当てられるべきであり、原則として8,000円を超える額が費用返還となることを説明した。

請求人は、職員Bに対して、理論は分かるが、なぜ、職員Aからそのような説明がなされたのか、なぜ、今更費用返還を求められるのかと不満を訴えた。また、給付金は返還しなくてよいと言われたため、生活費として費消したとのこと。

職員Bは、請求人に対して、処分庁にて確認はするが、費用返還となる可能性が高いこ

とを説明し、処分等が決まれば連絡すると伝えたところ、請求人は了承した。

職員Bは、帰庁後、査察指導員と協議を行った。その中で、給付金については「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）「第13その他」問13-5の（答）（2）に照らし合わせたところ、自立更生免除の適用の余地はないものと判断した。

(カ) 令和2年1月31日

職員Bは、請求人に架電し、処分庁での協議の結果、給付金については法第63条を適用し費用返還を求めると説明した。

請求人は、職員Bに対して、給付金を受け取った後、すぐに処分庁へ申告し、返還の必要はないのか尋ねていたにもかかわらず、担当者の交代で方向性が変わることは納得できないと訴えた。

請求人は、職員Bに対して、今後、費用返還額決定の手続を進めること、処分内容に納得がいかなければ、審査庁に対して不服申し立てを行うことができることを説明した。また、返還額が決定すれば改めて通知書を持参すると伝えた。

(キ) 令和2年2月5日

職員Bは、本件処分に係る起案を行った。

(ク) 令和2年2月10日

職員Bは、本件処分に係る所定の決裁を得た。

(ケ) 令和2年2月13日

職員Bは、請求人宅を訪問し、請求人に対して本件処分に係る通知書等を手渡した。

請求人は、職員Bに対して、平成30年4月に給付金を受け取った後、職員Aに架電し、給付金受給の報告を行ったが、「入院給付金はかわいそうなお金」なので、「返還しなくていいです」と言われたと供述した。また、請求人は、保護開始当初に入院給付金を受け取った場合は費用返還決定がなされると聞いていたにもかかわらず、返還が不要と言われて不思議に思っていたという。しかし、返還不要と言われたため生活費として費消したとのことで、後になって給付金の費用返還を求められることには納得がいけないと訴えた。

職員Bは、請求人に対して、本件処分に係る通知書等を受け取るのかどうか尋ねたところ、請求人は、受け取ることは構わないが、審査庁に対して審査請求を行うと述べた。また、審査請求の方法を教えてくださいとのことなので、審査庁の連絡先を案内した。

(コ) 令和2年2月14日

請求人から本件処分に伴う返還金の履行期限延長に係る書面が処分庁に提出された。

これを受け、処分庁は、当該返還金を令和2年3月から令和5年10月までの間に月額2,000円ずつ納付書にて返還するとの条件を付すこととした。

イ 処分庁の意見

(ア) 請求人が平成 30 年 4 月 4 日に受け取った給付金については、利用し得る資産として、最低限度の生活の維持のために活用することを求められるところ、その取扱いについては、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生省事務次官通知。以下「次官通知」という。) 第 8-3-(2)-エ-(イ)にいう「保険金その他の臨時的収入」として 8,000 円を超える額を当該月の収入として認定するものと定められている。

(イ) ところが、給付金については、請求人から処分庁への収入申告は行われておらず、処分庁による法第 29 条調査の結果において判明したところである。これについて、請求人は、給付金について処分庁に収入申告したところ、職員 A より、「入院給付金は入院により給付される『かわいそうなお金』であるため、『返還は求めない』と言われた」と主張する。しかし、処分庁において、請求人が給付金について収入申告を行ったという事実は把握しておらず、かつ、そのようなケース記録も存在しない。そもそも、処分庁では入院給付金を「かわいそうなお金」として「返還は求めない」ものとして取扱った事例は一度もなく、社会通念に照らし合わせてもそのような取扱いを認めることは甚だ考え難い。

(ウ) 上記を踏まえ、本件については、未申告の収入が判明した場合に当たることから、「生活保護行政を適正に運営するための手引について(平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 030001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) IV-4 法第 78 条の適用の判断」に基づき、処分庁においてその取扱いを検討したところ、法第 78 条に定める「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」た場合に該当するとは認め難いことから、法第 78 条ではなく法第 63 条を適用し本件処分を行ったところである。もっとも、返還額の決定に当たり、自立更生免除の可否を検討する必要があるものの、請求人は給付金を「生活費として費消した」と供述していることから、これを自立更生のためのやむを得ない用途に当てられたものとみなすことはできない。

(エ) 以上のことから、本件処分は、法令その他の関連通知に基づき適正に行われたものであり、請求人が主張する違法不当なものではないことから、本件審査請求は棄却されるべきものとする。

(2) 審理員が令和 2 年 5 月 28 日に受理した処分庁の再弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 前記 1 請求人の主張 (2) 第 1 文及び第 2 文にあっては、審査請求書の審査請求の理由において記載されたものと同旨であるところ、これらについては前記 2 (1) イ (イ) で述べたとおりである。

イ 前記 1 請求人の主張 (2) 第 3 文についても、前記 2 (1) イ (ア) 乃至 (エ) で述べたとおりである。

(3) 処分庁から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 平成 29 年 7 月 18 日付けのケース記録には、「新規調査面談のため請求人宅訪問 請求人と面談 (略) 現在生命保険会社の終身保険加入しているが、保険料は免除の状態であるという。保険加入してすぐに払い込みが免除になっているため、解約返戻金もゼロに近い状態であるという。掛け金の無いため、WOとしては保有容認行えるが、入院給付金受領すれば申告が必要になるためその点注意するよう促した。」との記載がある。

イ 平成 29 年 7 月 21 日付けのケース記録には、平成 29 年度援助方針の特記事項として「終身保険加入中。保険料は免除されており、解約返戻金も無いため保有容認とする。入院給付金受領できるため、入院の際に留意する。」との記載がある。

ウ 平成 30 年 3 月 23 日付けのケース記録には、「請求人より受電 睡眠時無呼吸症候群の可能性があるため、病院で 3/28~1 日検査入院することになった。検査の都合上、どうしても個室でないといけないため、個室代が 7,000 円程度かかるとのことだったが支給は可能かとの相談。個室代についての支給はないと説明し、自己負担になると伝えた。請求人、自分の都合ではなく病院から言われていることであるため納得できないと言っていたが、最後は了承。」との記載がある。

エ 平成 30 年 3 月 30 日付けのケース記録には、平成 30 年度援助方針の特記事項として「終身保険加入中。保険料は免除されており、解約返戻金も無いため保有容認とする。入院給付金受領できるため、入院の際に留意する。」との記載がある。

オ 平成 30 年 6 月 11 日付けのケース記録には、「訪問請求人宅 (略) 収入申告書、資産申告書、特定個人情報提供書を収受。」との記載がある。

カ 処分庁が平成 30 年 6 月 11 日付けで受理した収入申告書には、その他の収入の有無について、「無」に「○」の記載がある。

キ 令和元年 6 月 12 日付けのケース記録には、「請求人宅訪問 請求人と面談 14 時 (略) 収入申告書、資産申告書収受。C 銀行の口座有と申し出あるが、通帳がないとのこと。WO から 29 条調査を行う。生命保険加入継続中。」との記載がある。

ク 令和元年 12 月 24 日付けのケース記録には、「請求人宅訪問 請求人と面談 9 時半
・請求人が 30 年 4 月 4 日に受給した入院給付金について確認すべく訪問したもの。ヘルパーの来訪が終わり、入れ替わりで当職と面談を行う。
・保険について。保有が確認された保険について、契約内容を確認したいと請求人に伝えたところ、直近で新たな保険証書が送られてきたため見てほしいと申し出あり。終身保険の加入があり、保険料の払い込みなし (免除)。入院で一時金 80,000 円、一時金とは別に日額 8,000 円の入院が支給されるものであった。また入院せずとも外来通院で手術をした場合、先進医療による知慮を行った場合、骨折をした場合も給付金が支給されると請求人と確認する。保険証書の写しを収受。

・30 年 4 月 4 日受給の入院給付金について。挙証資料を請求人へ提示し、受給しているかど

うか尋ねる。請求人は確かに受給しており、入院給付金を受給した際にWOに申告を行ったと話す。その際に当時の担当CWより入院給付金は入院により給付される「かわいそうなお金」であるため、「返還は求めない」と言われたと請求人の話。WOでのケース記録に記載がなく、請求人の申し出が真実と立証できない状況であること、仮に費用返還免除できるとしても自立更生に充てる費用とみなせるか否か、必要経費の挙証資料の提出を請求人に求め、WOで判断する手続きが必要であると説明する。入院給付金はWOが支給した医療費に充てられる必要があり、原則8,000円を超える額が費用返還となる旨伝える。請求人は理論はわかるが、そうであれば何故当時の担当CWよりそのような説明がされなかったのか、何故今更費用返還を求められるのかと不満を訴える。入院給付金は費用返還しなくてよいと言われたため、生活費に費消したとのこと。WOで確認はするが、費用返還となる可能性が高いことを伝える。またWOで方向性が決まれば連絡すると伝えた。請求人了承。帰庁後、SVと協議。請求人が受給した入院給付金96,000円について、問答集問13-5-(2)にあてはまらないと判断。自立更生に充てられる額として費用返還額より控除しないものとする。」との記載がある。

ケ 令和2年1月31日付けのケース記録には、「請求人に入電 17時 WOで協議の結果、入院給付金は返還対象となり法第63条適用し費用返還を求めることを請求人に説明。請求人は入院給付金受給してすぐWOに申告し、返還しなくてもよいのかと尋ねていたにもかかわらず、「返還の必要はないと言われた」。そのため生活費として費消したにもかかわらず、担当が変わって方向性が変わることは納得できないと述べる。WOでこのまま返還額の額決定を進め、請求人に返還額の通知は行方が納得でない場合は上級庁へ不服の申立てする権利が請求人にはあること、不服申し立てをすることはWOから止めないと説明。額決定後改めて通知書を持参すると伝えた。請求人了承。」との記載がある。

コ 令和2年2月5日付けのケース記録には、「請求人が30年4月4日に生命保険会社から受給した入院給付金について 30年3月28日に入院のため給付事由があったものと判断し、4/4に入院給付金96,000円が支給されている。次第8-3-(2)エー(イ)により受給した入院給付金を96,000円のうち、8,000円をこえる88,000円を法第63条を適用し、費用返還決定を行う。」との記載がある。

サ 前記1.(4)と同じ

理 由

1. 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

- (2) 次官通知第8の3の(2)のエの(イ)は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入((3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と定めている。
- (3) 次官通知第8の3の(3)は、収入として認定しないものの取扱いを定め、そのオにおいて、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」と定めている。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第8の2の(4)は、「自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。ただし、直ちに生業、医療、家屋補修、就学等にあてられない場合であっても、将来それらにあてられることを目的として適当な者に預託されたときは、その預託されている間、これを収入として認定しないものとする。また、当該金銭を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえない。」と定めている。
- (5) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)の第8の間40は、前記(3)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定基準について、「被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。なお、この場合、恵与された金銭又は補償金等があてられる経費については、保護費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。
- (1) 被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費
 - (2) (1)に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費
 - ア 当該経費が事業の開始又は継続、技能習得等生業にあてられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額
 - イ 当該経費が医療にあてられる場合は、医療扶助基準による医療に要する経費及び医療を受けることに伴って通常必要と認められる経費の合算額
 - ウ 当該経費が介護等に充てられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額
 - エ 当該経費が家屋補修、配電設備又は上下水道設備の新設、住宅扶助相当の用途等に
あてられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額
 - オ 当該経費が、就学等にあてられる場合は、次に掲げる額
 - (ア) 当該経費が幼稚園等での就園にあてられる場合は、入園料及び保育料その他就園

のために必要と認められる最小限度の額

- (イ) 当該経費が義務教育を受けている児童の就学にあてられる場合は、入学の支度、学習図書、運動用具等の購入、珠算課外学習、学習塾費等、修学旅行参加等就学に伴って社会通念上必要と認められる用途にあてられる最小限度の実費額
- (ウ) 当該経費が高等学校等、夜間大学又は技術修得費（高等学校等就学費を除く）の対象となる専修学校若しくは各種学校での就学にあてられる場合は、入学の支度及び就学のために必要と認められる最小限度の額（高等学校等の就学のために必要と認められる最小限度の額については、学習塾費を含む。貸付金については、原則として、高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る。）
- (エ) 当該経費が大学等への就学後に要する費用にあてられる場合は、授業料や生活費その他就学のために必要と認められる最小限度の額（当該取扱いは、大学等への就学後に要する費用にあててことを目的とした貸付金や恵与金を当該大学等に就学する者が高等学校等在学中に受ける場合に限る。）
- カ 当該経費が、結婚にあてられる場合は寡婦福祉資金の結婚資金の貸付限度額に相当する額
- キ 当該経費が弔慰に当てられる場合は、公害健康被害の補償等に関する法律による葬祭料の額
- ク 当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に関し、必要と認められる最小限度の額
- ケ 当該経費が通院、通所及び通学のために保有を容認される自動車の維持に要する費用にあてられる場合は、当該自動車の利用に伴う燃料等、修理等、自動車損害賠償保険法に基づく保険料、対人・対物賠償に係る任意保険料及び道路運送車両法による自動車の検査に要する費用等として必要と認められる最小限度の額
- コ 当該経費が国民年金受給権を得るために充てられる場合は、国民年金の任意加入保険料の額
- サ 当該経費が次官通知第8の3の(3)のクの(イ)にいう「就労や早期の保護脱却に資する経費」に充てられる場合は、本通知第8の間58の2の2の(1)から(5)までのいずれかに該当し、同通知の取扱いに準じて認定された最小限度の額
- シ 厚生年金の受給権を得るために支払う必要が生じた共済組合等から過去に支給された退職一時金の返還額」と定めている。

- (6) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の1の(1)は、法第63条に基づく費用返還の取扱いにかかる返還対象額について、「原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を定めている。

その③において、「当該収入が、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年

4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8の3の(3)に該当するものにおいて、**「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」**(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。(事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、**「挙証資料によって確認できるもの限り同様に取り扱って差しつかえない。」**)とし、その④において、**「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」**と示されており、そのただし書きにおいて、**「以下の用途は自立更生の範囲には含まれない。(ア) いわゆる浪費した額(当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む)(イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額(ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額(エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」と定めている。**

(7) 問答集問13の5の「法第63条に基づく返還額の決定」の答(1)は、**「法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」**とし、(2)において、**「しかしながら、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。」**とし、**「控除して差し支えない額として、アからオの額を具体的に記載し、そのエにおいて、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。なお、次のようなものは自立更生の範囲には含まれないものである。① いわゆる浪費した額② 贈与等により当該世帯以外のためにあてられた額③ 保有が容認されない物品等の購入のためにあてられた額。」**と記載している。

2 本件処分について

(1) 法第63条の解釈と運用について

法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において処分庁の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を処分庁の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、以上のような同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない。(福岡地方裁判所平成26年3月11日判決

及び東京地方裁判所平成 29 年 2 月 1 日判決参照)。

(2) 本件処分に至る経緯について

処分庁は、本件保険金については前記 1 (2) に該当する収入であるとして 8,000 円を控除したうえで、生活費として費消した費用については前記 1 (7) に該当する自立更生のためのやむを得ない用途に当てられたものとは認められないとして、本件処分を行ったことが認められる。

本件保険金についてみると、処分庁の主張するとおり前記 1 (2) に該当する収入と認められるところ、前記 1 (3) から (6) までの規定のとおり、自立更生のために当てられる費用については収入として認定しない、又は返還額から控除する取扱いが認められている。

ところが、本件処分に至る経緯において、処分庁は、請求人から本件保険金を生活費として費消した旨を聴取した際、自立更生のための費用について検討する旨伝えているものの、その後、請求人の申告する「生活費として費消した」とする事実について、その具体的な内容等の確認を行った経過及び前記 1 (3) から (6) までの規定に照らす等して個別具体的に検討を行った経過は認められない。

また、請求人の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態及び当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、本件処分が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮した経過も認められない。

そして、処分庁は、請求人が保有する生命保険について、入院に伴い保険金が給付されることを把握しており、援助方針においても入院時に留意することとしているところ、請求人から事前に本件保険金の受領に係る入院の連絡を受け、個室の利用に係る費用について相談があったにもかかわらず、入院に伴う保険金及び自立更生のための費用に関する検討を行わなかったこと、また、請求人の入院を把握していながら、その後の収入申告書の受領時において、請求人が保険金を受領したかどうかについて確認し、又は収入申告を指導した経緯は認められないことにも留意すべきである。

(3) まとめ

これらを踏まえると、処分庁は、その裁量権を行使するにあたり、本件処分に至る判断の過程において考慮すべき事情を考慮せず、請求人の資産や収入の状況、生活実態など検討すべき個別具体の事情についての調査を行っていない点において、その手続きに違法な点があると認められ、本件処分は取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第 46 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 3 年 8 月 6 日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

1. この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

2. この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。